

改正後	改正前	変更理由
<p style="text-align: center;">酒田港脱炭素化推進協議会 規約</p> <p>(趣旨) 第1条 「港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）」第50条の3第1項の規定に基づき、港湾脱炭素化推進協議会を設置するものとする。</p> <p>(名称) 第2条 前条の港湾脱炭素化推進協議会は、「酒田港脱炭素化推進協議会」（以下「協議会」という。）と称する。</p> <p>(目的) 第3条 協議会は、酒田港において官民の連携による脱炭素化（社会経済活動その他の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化）の促進や、脱炭素化に資する港湾の効果的な利用の推進を図ることで、山形県の脱炭素社会の実現に貢献することを目的とする。</p> <p>(所掌事項) 第4条 協議会は、以下に掲げる事項を協議する。 (1) 酒田港における法第50条の2第1項に規定する「港湾脱炭素化推進計画」（以下「計画」という。）の作成及び変更に関する事項 (2) 計画に基づき実施する事業等に関する事項 (3) 計画の進捗状況の確認や達成状況の評価等に関する事項 (4) その他、酒田港の脱炭素化推進に関して必要な事項</p> <p>(構成) 第5条 協議会の構成は、別表のとおりとする。 2 構成員・オブザーバー（以下「構成員等」という。）の追加等は、事務局が決定する。 3 事務局は、必要に応じて、構成員等以外の者に対して、協議会への参加や資料提供、意見表明など必要な協力を求めることができる。</p> <p>(座長の任命等) 第6条 協議会には座長及び副座長を置く。 2 座長は、事務局から推薦し、協議会構成員の互選により定める。 3 副座長は、座長が指名する。 4 座長は、会務を統括し、会議の議長となる。 5 座長に事故があるときは、副座長がその職務を代行する。</p> <p>(会議) 第7条 協議会は事務局が招集し、構成員等にあらかじめ協議を行う事項を通知する。 2 前項の規定による通知を受けた構成員は、正当な理由がある場合を除き、協議に応じなければならない。 3 オブザーバーは協議が円滑に行われるよう、必要な助言をすることができる。 4 協議会において協議が調った事項については、構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。</p> <p>(情報公開) 第8条 協議会における情報公開は、以下によるものとする。 (1) 協議会は、構成員等の自由な議論を担保する観点から、原則として非公開とする。ただし、事務局が公開と判断したものについては報道機関を通じて公開するものとする。 (2) 協議会資料は、議事次第を原則として公開することとし、議事次第以外の配布資料の公開又は非公開については、資料作成者と事務局が協議のうえ、事務局が判断する。ただし構成員等の発表資料は原則として非公開とする。 (3) 協議会の議事は、会議終了後に発言者が特定されない形で、概要のみ公開する。</p>	<p style="text-align: center;">変更なし</p>	

酒田港脱炭素化推進協議会 規約 新旧対照表

資料 1

改正後	改正前	変更理由
<p>(秘密保持) 第9条 協議会の構成員等及び第5条第3項の規定により協力を求めた構成員等以外の者は、協議会で知り得た情報（前条の規定により公開された議事次第、配布資料及び議事概要を除く。）を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。</p> <p>(事務局) 第10条 協議会の事務局は、山形県県土整備部空港港湾課・港湾事務所、東北地方整備局酒田港湾事務所 <u>海洋利用調整室</u>及び酒田市地域創生部商工港湾課に置き、協議会の庶務を行う。</p> <p>(雑則) 第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定める。</p> <p>附 則 この規約は、令和4年10月7日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、令和5年3月17日から施行する。 令和5年3月17日までの酒田港カーボンニュートラルポート協議会は、酒田港脱炭素化推進協議会と称し引き継ぐものとする。</p> <p>附 則 この規約は、令和5年8月28日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規約は、令和7年2月12日から施行する。</u></p>	<p>(秘密保持) 第9条 協議会の構成員等及び第5条第3項の規定により協力を求めた構成員等以外の者は、協議会で知り得た情報（前条の規定により公開された議事次第、配布資料及び議事概要を除く。）を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。</p> <p>(事務局) 第10条 協議会の事務局は、山形県県土整備部空港港湾課・港湾事務所、東北地方整備局酒田港湾事務所 <u>企画調整課</u>及び酒田市地域創生部商工港湾課に置き、協議会の庶務を行う。</p> <p>(雑則) 第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定める。</p> <p>附 則 この規約は、令和4年10月7日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、令和5年3月17日から施行する。 令和5年3月17日までの酒田港カーボンニュートラルポート協議会は、酒田港脱炭素化推進協議会と称し引き継ぐものとする。</p> <p>附 則 この規約は、令和5年8月28日から施行する。</p>	<p>組織名の変更</p> <p>今回変更による</p>

改正後	改正前	変更理由
<p style="text-align: center;">別表</p> <p style="text-align: center;">酒田港脱炭素化推進協議会名簿</p> <p>【構成員】</p> <p>[有識者]</p> <p>東北工業大学 教授 菊池 輝</p> <p>[企業等（五十音順）]</p> <p>花王株式会社 加藤総業株式会社 カメイ株式会社 北日本オイル株式会社 酒田海陸運送株式会社 酒田共同火力発電株式会社 酒田天然ガス株式会社 サミット酒田パワー株式会社 荘内エネルギー株式会社 荘内ガス株式会社 庄内交通株式会社 鳥海南バイオマスパワー株式会社 <u>東邦アセチレン株式会社</u> 東北エプソン株式会社 東北東ソー化学株式会社 日本重化学工業株式会社 株式会社日本政策投資銀行 日本通運株式会社 日之出石油株式会社 株式会社平田牧場 フジクラ産業株式会社 前田製管株式会社 NPO 法人山形県リサイクルポート情報センター 山形トヨペット株式会社 <u>山形遊佐洋上風力合同会社</u></p> <p>[行政機関]</p> <p>東北地方整備局酒田港湾事務所 山形県環境エネルギー部 山形県産業労働部 山形県県土整備部 山形県庄内総合支庁 酒田市 遊佐町</p> <p>【オブザーバー】</p> <p>東北経済産業局 東北運輸局山形運輸支局</p> <p>【事務局】</p> <p>山形県県土整備部空港港湾課・港湾事務所 東北地方整備局酒田港湾事務所<u>海洋利用調整室</u> 酒田市地域創生部商工港湾課</p>	<p style="text-align: center;">別表</p> <p style="text-align: center;">酒田港脱炭素化推進協議会名簿</p> <p>【構成員】</p> <p>[有識者]</p> <p>東北工業大学 教授 菊池 輝</p> <p>[企業等（五十音順）]</p> <p>花王株式会社 加藤総業株式会社 カメイ株式会社 北日本オイル株式会社 酒田海陸運送株式会社 酒田共同火力発電株式会社 酒田天然ガス株式会社 サミット酒田パワー株式会社 荘内エネルギー株式会社 荘内ガス株式会社 庄内交通株式会社 鳥海南バイオマスパワー株式会社</p> <p>東北エプソン株式会社 東北東ソー化学株式会社 日本重化学工業株式会社 株式会社日本政策投資銀行 日本通運株式会社 日之出石油株式会社 株式会社平田牧場 フジクラ産業株式会社 前田製管株式会社 NPO 法人山形県リサイクルポート情報センター 山形トヨペット株式会社</p> <p>[行政機関]</p> <p>東北地方整備局酒田港湾事務所 山形県環境エネルギー部 山形県産業労働部 山形県県土整備部 山形県庄内総合支庁 酒田市 遊佐町</p> <p>【オブザーバー】</p> <p>東北経済産業局 東北運輸局山形運輸支局</p> <p>【事務局】</p> <p>山形県県土整備部空港港湾課・港湾事務所 東北地方整備局酒田港湾事務所<u>企画調整課</u> 酒田市地域創生部商工港湾課</p>	<p>追加</p> <p>追加</p> <p>組織名の変更</p>